

斑鳩町コミュニティバス有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、斑鳩町コミュニティバス（以下「バス」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置、規格及び掲載料)

第2条 広告を掲載する位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集方法)

第3条 広告掲載希望者は、原則として町広報紙等により公募するものとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は原則として3ヶ月単位とし、連続して掲載する期間は、1年を限度とする。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は、別に広告掲載期間を設けることができる。

(広告掲載の申込み方法)

第5条 バスに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める申込み期限までに町長に申込みをしなければならない。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は随時申込みを受け付けることができる。

2 申込者は、2以上の会計年度にわたり広告掲載の申込みをする場合は、年度ごとに申込みをしなければならない。

3 申込者は、1回の申込みにつき、掲載を最長1年間継続することができる。ただし、他に申込みがない場合に限るものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、掲載することが適当と認められる広告の申込みの件数が、当該広告枠数を超えた場合は、抽選によりこれを決定する。

(広告の作成及び提出)

第8条 広告主は、掲載しようとする広告を自ら作成し、町長が指定する期日、場所

等に提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、公布の日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年9月22日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(適用)

2 この基準の施行の前日に、広告掲載の申込みを受理したものに係る広告掲載料については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後の期間に係る有料広告掲載の申し込みから適用する。

別表（第2条関係）

広告掲載場所		規格・材質等	掲載枚数	1枚あたりの 広告掲載料 (1ヶ月・消費税別)
車内 広告	両側側面窓上部	A3サイズ (紙の厚さはポスター程度まで)	1枚 (6ヶ所まで)	1,200円
車外 広告	後部ボディステッカー	高さ300mm×幅1,145mm以内 (マグネットで装着できるもの)	1枚	8,000円
	両側側面後部ボディステッカー	高さ300mm×幅600mm以内 (マグネットで装着できるもの)	1枚 (2ヶ所まで)	6,000円